

特定非営利活動法人 みなせ野 文化を継ぐ会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人みなせ野 文化を継ぐ会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府三島郡島本町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、平安鎌倉時代に栄えた水無瀬に残る伝承、文化を継承、または復興し、日本国に発信
または日本文化として世界に発信する活動をする。

この活動が観光客を呼び、地域を活気づけ街づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 観光の振興を図る活動
- (4) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6) 環境の保全を図る活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 国際協力の活動
- (9) 子どもの健全育成を図る活動
- (10) 経済活動の活性化を図る活動
- (11) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 地域の歴史を探究し、発表する事業
 - ② 日本の伝統芸能を鑑賞、体験する事業
 - ③ 文化的価値を有する物を管理、補助、周知する事業
 - ④ 各種文化教室事業
 - ⑤ 文化的価値を有する物を次世代に継承するための事業
 - ⑥ 伝統行事への参加体験プログラム事業
 - ⑦ 文化教室運営事業

(2) その他の事業

① 物品販売事業

② レンタル事業

③ 事務代行業

④ 人々が集まる行事の運営事業

⑤ 観光客誘致事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、次に掲げる条件を備えなければならない。

(1) 正会員 事業全般に積極的に参加しようとする個人又は団体

(2) 賛助会員 事業には参加できないが賛助する個人又は団体

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人未満
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等に一人一票とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号、第49条及び第50条第二項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（資産の区分）

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

（資産の管理）

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

（事業計画及び予算）

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	水無瀬 努
副理事長	岡 正樹
副理事長	矢吹 聖子
監事	藤重 真希子
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和7年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする
 - (1) 正会員入会金 なし
正会員会費 年額10,000円
 - (2) 賛助会員入会金 なし
賛助会員会費 年額2,000円以上
- 7 この定款は、この法人の設立の日から施行する。

役 員 名 簿

特定非営利活動法人 みなせ野 文化を継ぐ会

役職名	ふりがな 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理 事	みなせ つとむ 水無瀬 努		無
理 事	おか まさき 岡 正樹		無
理 事	やぶき せいこ 矢吹 聖子		無
監 事	ふじしげ まきこ 藤重 真希子		無

設 立 趣 旨 書

特 定 非 営 利 活 動 法 人 み な せ 野 文 化 を 継 ぐ 会
設 立 代 表 者 水 無 瀬 努

1 趣 旨

「公家文化を中心とする日本の伝統文化を現代に活かし、地域の未来と文化を世界に繋げる。」

1. 活動に取り組むきっかけ

水無瀬は平安時代に栄えた歴史深い地であり、蹴鞠や稚児行列といった伝統文化が残されています。しかし、現代ではこれらの文化が忘れ去られつつあり、継承や復興が急務となっています。また、地域の若者をはじめとした住民が歴史的価値を認識し、誇りを持てるような場が少ない現状があります。このような背景から、私たちはこれらの文化を次世代に繋ぎ、さらに日本文化として国内外に発信することを目指しています。

2. 問題提起

伝統文化の消失は単なる文化の喪失にとどまらず、地域の魅力やアイデンティティが薄れることを意味します。特に蹴鞠や稚児行列は、歴史的価値を持つだけでなく、礼儀や調和、連帯の精神を体現しています。これらが廃れることで、地域の結束力や独自性が損なわれる危険性があります。また、観光資源としての活用が進んでいないため、地域振興の機会も失われています。

3. 望ましい未来像

私たちは、蹴鞠や稚児行列を中心に、水無瀬が持つ日本文化を復興し、それを地域住民が共有するとともに、国内外に向けて発信したいと考えています。これにより、地域が持つ歴史と文化が観光や教育の場として活用され、多くの人々が訪れる活気ある街づくりを実現します。文化を通じて人々が繋がり、地域の誇りが未来に紡がれることを目指します。

4. 今後の取り組み

私たちは、水無瀬に残る伝統文化を活用した観光振興を進めていきます。具体的には、蹴鞠や稚児行列を核としたイベントを拡充し、地域内外の参加者が集う場を作ります。また、文化を発信する際には、SNSやメディアを積極的に活用し、国内外の幅広い層へ情報を届けます。さらに、地域住民が主体的に関わり、文化の持続可能な発展を実現するためのワークショップや教育プログラムを実施します。

5. 法人格が必要となった理由

これまで任意団体として活動を行ってきましたが、地域文化の復興と発信という目標をさらに拡大し、多くの方々に信頼される組織基盤を築く必要があります。NPO法人化することで、活動の透明性を高めるとともに、助成金やスポンサーシップを獲得しやすくし、長期的な取り組みを可能にします。また、法人化により、地域住民や来訪者が安心して参加できる場を提供し、文化がもたらす地域振興の成果を広げることを目指します。

私たちはこの法人化を通じて、水無瀬の伝統文化を未来に繋ぎ、日本文化として国内外に発信する活動をさらに推進していきます。

2 申請に至るまでの経過

私たちは、発起人である水無瀬努を中心に任意団体として活動をしてきました。しかし、伝統文化の継承と復興という目標をより多くの方々に届けるためには、活動の透明性を高め、信頼性を確保することが不可欠です。特に、稚児行列や蹴鞠の体験活動を地域全体の文化として定着させるためには、持続可能で多様な資源を得る仕組みが必要です。

NPO 法人化を通じて、活動の社会的信頼性を向上させることで、助成金や支援を受けやすくし、参加者を増加させるとともに、地域全体が一体となって文化を育む基盤を築きます。また、法人化により、地域住民や来訪者が安心して参加できる場を提供し、伝統文化を未来に紡ぐ長期的な取り組みを実現していく決意です。

任意団体時の活動実績

2021 年から

1 年目 2021 年

毎週日曜日の練習会 16 時から 1 時間ほど

春と秋に体験型の練習場を仮設し、けまりを実際に感じてもらう活動

2 年目 2022 年

毎週日曜日の練習会を同じく継続

春は同じく体験型の練習場にて体験

秋にけまり装束着用の上実際にけまりを体験してもらうけまり体験会開催

稚児行列開始

3 年目 2023 年

毎週日曜日の練習会継続

春と秋の装束着用の体験会継続

稚児行列継続

奉納狂言

けまり講演会（金沢大学非常勤講師 村戸先生招待）

4 年目 2024 年

毎週日曜日の練習会継続（9 月末まで）

10 月より月一の練習会に

春と秋の装束着用の体験会継続

稚児行列開催予定

初年度事業計画書

成立の日から令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人 みなせ野 文化を継ぐ会

I 事業の実施方針

設立初年度にあたり、法人としての組織基盤を確立するため、法人の活動内容について積極的な広報活動を行い、会員及び寄付者の拡大を目指す。

特定非営利活動に係る事業については、水無瀬で親しまれた伝統芸能の継承と地域行事の復旧を目標とし、体験参加できる事業を行う。その他の事業について初年度は扱わない。

II 事業の実施に関する事項

1 日本の伝統芸能を鑑賞、体験する事業

(1) 蹴鞠体験事業

【内 容】 平安期以降長く親しまれた蹴鞠を、水無瀬で継承して行けるよう体験会を催す。

【実施場所】 水無瀬神宮

【実施日時】 年一回

【事業の対象者】 中学生以上の一般市民

【収 益】 0円

【費 用】 755千円（交通費10千円、作業手当24千円、諸謝金300千円、会議費100千円、消耗品費55千円、印刷製本費100千円、使用料100千円、備品費100千円）

(2) 稚児行列体験事業

【内 容】 水無瀬で営まれたおちごさん行列を復旧し、地域に世代を超えた繋がりを生む行事を行う。

【実施場所】 島本町

【実施日時】 年一回

【事業の対象者】 概ね幼稚園から小学校低学年、並びに一般市民

【収 益】 100千円（利用料100千円）

【費 用】 849千円（交通費10千円、作業手当24千円、諸謝金400千円、会議費120千円、消耗品費75千円、通信費10千円、印刷製本費70千円、賃借料44千円、備品費130千円）

2 その他の事業

当該年度は実施予定なし

【内 容】

【実施場所】

【実施日時】

【事業の対象者】

【収 益】 千円（ ）

【費 用】 千円（ ）

令和6年度 活動予算書

設立の日から 2025年 3月 31日まで

特定非営利活動法人 みなせ野 文化を継ぐ会活動予算書

(単位：円)

科目	特定非営利活動にか かる事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取入会金	0		0
賛助会員受取入会金	0		0
正会員受取会費	150,000		150,000
賛助会員受取会費	20,000		20,000
2 受取寄附金			
受取寄附金	1,000,000		1,000,000
3 受取助成金			
助成金	750,000		750,000
4 事業収益			
日本の伝統芸能を鑑賞、体験する事業	100,000		100,000
5 その他収益			
受取利息	0		0
経常収益計	2,020,000	0	2,020,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
給料手当	0		0
通勤費	20,000		20,000
法定福利費	0		0
作業手当	48,000		48,000
外部出向手当	0		0
スタッフ手当	0		0
人件費計	68,000	0	68,000
(2)その他経費			
諸謝金	700,000		700,000
交際費	0		0
会議費	220,000		220,000
旅費交通費	0		0
消耗品費	130,000		130,000
通信運搬費	10,000		10,000
保険料	0		0
手数料	0		0
印刷製本費	170,000		170,000
広告宣伝費	0		0
使用料	100,000		100,000
新聞図書費	0		0
賃借料	44,000		44,000
備品費	230,000		230,000
研修費	0		0
雑費	0		0
その他経費計	1,604,000	0	1,604,000
事業費計	1,672,000	0	1,672,000

2	管理費			
	(1)人件費			
	給料手当	0		0
	通勤費	100,000		100,000
	法定福利費	0		0
	作業手当	192,000		192,000
	外部出向手当	0		0
	スタッフ手当	0		0
	人件費計	292,000	0	292,000
	(2)その他経費			
	諸謝金	0		0
	交際費	0		0
	会議費	10,000		10,000
	旅費交通費	0		0
	消耗品費	10,000		10,000
	通信運搬費	5,000		5,000
	保険料	0		0
	手数料	0		0
	印刷製本費	0		0
	広告宣伝費	0		0
	使用料	0		0
	新聞図書費	0		0
	賃借料	0		0
	備品費	0		0
	研修費	0		0
	雑費	0		0
	その他経費計	25,000	0	25,000
	管理費計	317,000	0	317,000
	経常費用計	1,989,000	0	1,989,000
	当期経常増減額	31,000	0	31,000
Ⅲ	経常外収益			0
	経常外収益計	0	0	0
Ⅳ	経常外費用	0		0
	経常外費用計	0	0	0
	税引前当期正味財産増減額	31,000	0	31,000
	法人税、住民税及び事業税	0	0	0
	設立時正味財産額	0	0	0
	次期繰越正味財産額	31,000	0	31,000

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

翌年度事業計画書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 みなせ野 文化を継ぐ会

I 事業の実施方針

設立2年目も、引き続き法人としての組織基盤を確立するため、法人の活動内容について積極的な広報活動を行い、会員及び寄付者の拡大を目指す。また事業を支援するボランティアの獲得にも力を入れる。

特定非営利活動に係る事業については、初年度と同じく水無瀬で親しまれた伝統芸能の継承と地域行事の復旧を目標とし、体験参加できる事業を行う。その他の事業について2年目も扱わない。

II 事業の実施に関する事項

1 日本の伝統芸能を鑑賞、体験する事業

(1) 蹴鞠体験事業

【内 容】 平安期以降長く親しまれた蹴鞠を、水無瀬で継承して行けるよう体験会を催す。

【実施場所】 水無瀬神宮

【実施日時】 年一回

【事業の対象者】 中学生以上の一般市民

【収 益】 0円

【費 用】 755千円（交通費10千円、作業手当24千円、諸謝金300千円、会議費100千円、消耗品費55千円、印刷製本費100千円、使用料100千円、備品費100千円）

(2) 稚児行列体験事業

【内 容】 水無瀬で営まれたおちごさん行列を復旧し、地域に世代を超えた繋がりを生む行事を行う。

【実施場所】 島本町

【実施日時】 年一回

【事業の対象者】 概ね幼稚園から小学校低学年、並びに一般市民

【収 益】 100千円（利用料100千円）

【費 用】 849千円（交通費10千円、作業手当24千円、諸謝金400千円、会議費120千円、消耗品費75千円、通信費10千円、印刷製本費70千円、賃借料44千円、備品費130千円）

2 その他の事業

当該年度は実施予定なし

【内 容】

【実施場所】

【実施日時】

【事業の対象者】

【収 益】 千円（ ）

【費 用】 千円（ ）

令和7年度 活動予算書

2025年 4月 1日から 2026年 3月 31日まで

特定非営利活動法人 みなせ野 文化を継ぐ会活動予算書

(単位：円)

科目	特定非営利活動にか かる事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取入会金	0		0
賛助会員受取入会金	0		0
正会員受取会費	200,000		200,000
賛助会員受取会費	40,000		40,000
2 受取寄附金			
受取寄附金	1,000,000		1,000,000
3 受取助成金			
助成金	750,000		750,000
4 事業収益			
日本の伝統芸能を鑑賞、体験する事業	100,000		100,000
5 その他収益			
受取利息	0		0
経常収益計	2,090,000	0	2,090,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
給料手当	0		0
通勤費	20,000		20,000
法定福利費	0		0
作業手当	48,000		48,000
外部出向手当	0		0
スタッフ手当	0		0
人件費計	68,000	0	68,000
(2)その他経費			
諸謝金	700,000		700,000
交際費	0		0
会議費	220,000		220,000
旅費交通費	0		0
消耗品費	130,000		130,000
通信運搬費	10,000		10,000
保険料	0		0
手数料	0		0
印刷製本費	170,000		170,000
広告宣伝費	0		0
使用料	100,000		100,000
新聞図書費	0		0
賃借料	44,000		44,000
備品費	230,000		230,000
研修費	0		0
雑費	0		0
その他経費計	1,604,000	0	1,604,000
事業費計	1,672,000	0	1,672,000

2 管理費			
(1)人件費			
給料手当	0		0
通勤費	100,000		100,000
法定福利費	0		0
作業手当	192,000		192,000
外部出向手当	0		0
スタッフ手当	0		0
人件費計	292,000	0	292,000
(2)その他経費			
諸謝金	0		0
交際費	0		0
会議費	10,000		10,000
旅費交通費	0		0
消耗品費	10,000		10,000
通信運搬費	5,000		5,000
保険料	0		0
手数料	0		0
印刷製本費	0		0
広告宣伝費	0		0
使用料	0		0
新聞図書費	0		0
賃借料	0		0
備品費	0		0
研修費	0		0
雑費	0		0
その他経費計	25,000	0	25,000
管理費計	317,000	0	317,000
経常費用計	1,989,000	0	1,989,000
当期経常増減額	101,000	0	101,000
Ⅲ 経常外収益			0
経常外収益計	0	0	0
Ⅳ 経常外費用			0
経常外費用計	0	0	0
税引前当期正味財産増減額	101,000	0	101,000
法人税、住民税及び事業税	0	0	0
前期繰越正味財産額	31,000	0	31,000
次期繰越正味財産額	132,000	0	132,000

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。